

三井食品工業株式会社に対する勧告について

令和 6 年 6 月 1 4 日

公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、三井食品工業株式会社（以下「三井食品工業」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 2 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法 人 番 号	8 1 8 0 0 0 1 0 8 3 8 3 7
名 称	三井食品工業株式会社
本店所在地	愛知県一宮市三ツ井一丁目 1 0 番 8 号
代 表 者	代表取締役 岩田 浩行
事業の概要	漬物製品の製造販売
資 本 金	1 2 0 0 万円

2 違反事実の概要

(1) 三井食品工業は、資本金の額が 1 0 0 0 万円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する漬物製品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2) 三井食品工業は、令和 4 年 5 月から令和 5 年 8 月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額 9 8 8 万 6 4 9 7 円である（下請事業者 6 名）。

ア 「物流協力金」の額 ^(注 1)

イ 「物流費」の額 ^(注 2)

ウ 「特売条件」の額

エ 「割戻金」の額

オ 「サンプル使用分」の額

カ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、三井食品工業が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所下請課 電話 0 5 2 - 9 6 1 - 9 4 2 4（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 7 4（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(注1) 自社内における作業に要する費用の一部を負担させるものとして下請代金から減じていた額。

(注2) 自社の顧客との取引に要する費用の一部を負担させるものとして下請代金から減じていた額。

- (3) 三井食品工業は、令和5年10月31日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した額の一部を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) 三井食品工業は、下請事業者に対し、前記2(2)の行為により減額した額のうち、未払の額を速やかに支払うこと。

- (2) 三井食品工業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること

イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと

- (3) 三井食品工業は、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

- (4) 三井食品工業は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

- (5) 三井食品工業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者へ通知すること。

- (6) 三井食品工業は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

自社が販売する漬物製品の製造委託



三井食品工業(株)（親事業者）
（漬物製品の製造販売）

下請事業者（6名）

● 違反行為の概要

下請事業者6名に対し、下請代金の額から約989万円を減額した。

（内訳）物流協力金：約21万円（下請事業者数5名）（※1）

物流費：約56万円（下請事業者数1名）（※2）

特売条件：約887万円（下請事業者数3名）

割戻金：約15万円（下請事業者数1名）

サンプル使用分：約7万円（下請事業者数6名）

振込手数料（実費超過分）：約3万円（下請事業者数6名）

三井食品工業は、下請事業者に対し、減額した額を一部支払済み

（※1）自社内における作業に要する費用の一部を負担させるものとして下請代金から減じていた額。

（※2）自社の顧客との取引に要する費用の一部を負担させるものとして下請代金から減じていた額。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、減額した額（未払分）を支払うこと
- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・ 上記の減額行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

1 下請法の概要

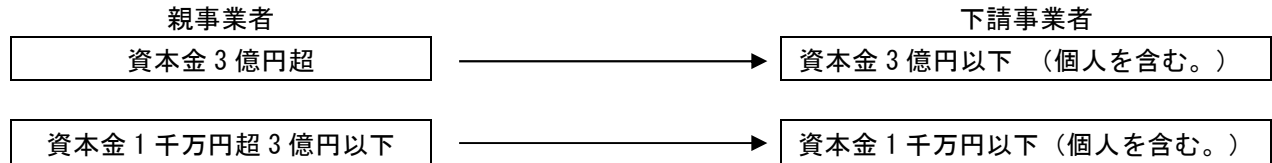
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

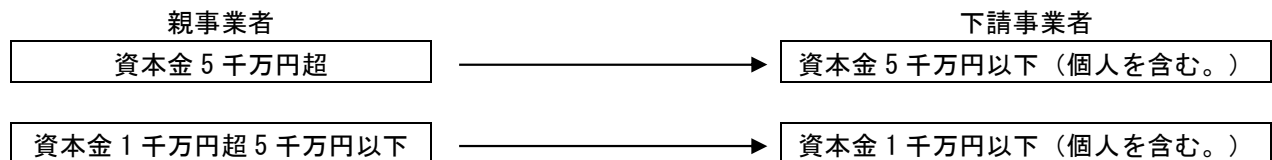
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）